

韮崎市民交流センターネーミングライツ

募集要項

〔令和8年4月〕

韮 崎 市

韮崎市民交流センターネーミングライツ募集要項

1 概要

韮崎市（以下「市」という。）では、所有する施設等を有効活用することにより、施設等の知名度、集客力、サービスの向上及び新たな財源の確保を図ることを目的とし、市の公共施設等に名称（以下「愛称」という。）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について対価を支払って取得することが出来るネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 対象施設（別紙参照）

- (1) 名称 : 韮崎市民交流センター及び韮崎市民交流センター駐車場、駐輪場
- (2) 所在地 : 韮崎市若宮一丁目2番50号
- (3) 指定管理者：㈱まあめいく

3 命名権の期間

- (1) 3年以上5年以下とし、応募者による提案を踏まえて協議します。なお、応募期間は、審査項目となっているため、審査の際に評価されます。
- (2) 始期及び終期については、応募者による提案を踏まえた協議により変更可能とします。

4 ネーミングライツ料（消費税及び地方消費税を含む年額、1万円単位）

100万円としますが、市としての希望金額ですので、上回る、また下回る応募も可能です。なお、金額は、審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

5 愛称等の条件

愛称等は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

- (1) 施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、市民の理解が得られるものとします。
- (2) 愛称には企業名、商品名等を冠することができます。ただし、条例で定められている施設名称は変更しないものとします。
- (3) 従来愛称である「ニコリ (nicori)」という言葉を含めることを条件とします。なお、ニコリの表記方法（平仮名、カタカナ、アルファベット等）は問いません。
（例）○△□株式会社がパートナーの場合
「○△□プラザニコリ」「○△□ホールNICORI」「にこり○△□館」等
- (4) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。
- (5) 次に一つでも該当する場合は、愛称として使用できません。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又は恐れのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又は恐れのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
 - オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

- カ 非科学的なものや人を惑わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの
- キ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ク 施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの
- ケ 愛称として使用することが適当でないとして市長が認めるもの

(6) 契約期間中、利用者の混乱を避けるため、原則として愛称を変更しないこととします。

ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を市に書面により協議し、市から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(7) 愛称を表記する際は、従来のシンボルマーク（別紙参照）を併記するものとする。なお、シンボルマークの使用方法等（大きさ、配置等）の詳細は、協議するものとする。

6 ネーミングライツ・パートナーの特典

(1) 協議の上、愛称が記載された看板等を設置することができます。

看板等による愛称の掲示については、ネーミングライツ・パートナーとして選定後、具体的な表示内容、方法、設置場所等について協議します。

(2) 協議の上、施設内での展示・企業提案事業（イベント）の開催や企業広告、ポスター等を掲載することができます。

(3) 市は可能な限り、市が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等へ愛称を表示します。

7 ネーミングライツの応募等

(1) 募集要項等の配布期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月22日（金）まで

(2) 配布場所

葦崎市財務政策課 政策調整担当

※ 募集要項等は、葦崎市ホームページからも関係様式をダウンロードできます。

葦崎市財務政策課 政策調整担当

〒407-8501 葦崎市水神1丁目3-1

TEL 0551-45-9223

E-mailアドレス seisaku@city.nirasaki.lg.jp

市HPアドレス <http://www.city.nirasaki.lg.jp>

(3) 応募にかかる説明会

ア 日時 令和8年4月7日（火） 午後1時30分から

イ 場所 葦崎市役所別館3階301会議室（説明会終了後、必要に応じ現地説明会を予定）

※ 参加を希望される団体（各団体2名まで）は、4月3日（金）午後5時までに説明会参加申込書（様式5）にて電子メールにてお申込みください。なお、申込みを行った場合は、必ず当方まで到着の確認をしてください。

ウ 申込先 葦崎市財務政策課 政策調整担当

〒407-8501 葦崎市水神1丁目3-1

TEL 0551-45-9223

E-mail アドレス seisaku@city.nirasaki.lg.jp

(4) 応募に関する質疑

ア 質疑の方法

質問の受付は、令和8年4月7日（火）から令和8年4月17日（金）までとし、質問書（様式6）を電子メールにて、韮崎市財務政策課政策調整担当まで提出してください。電話、口頭、FAXによる質問には応じられません。

なお、質問が受け付けられたか否かの確認は、各応募者の責任で行ってください。通信上のトラブル等による不受理に関しては一切責任を負いません。

イ 質疑の回答

質疑に対する回答は令和8年4月24日（金）に質問に対する回答書を市のホームページに掲載しますのでご確認ください。回答に当たっては、質問をした事業者名は公表しません。なお、質問内容が不明瞭なものについては回答しない場合があります。

(5) 応募資格

応募できる者は、募集の目的に賛同する企業等を対象とし、市にネーミングライツ・パートナーとして適した資力及び責任をもって継続して事業を実施することができる事業者とします。

ただし、以下のいずれかに該当する者は除きます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するもの

イ 市から入札指名停止措置を受けているもの

ウ 宗教活動又は政治活動を目的として結成されたもの

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生又は再生手続きを行っているもの

オ 書類の提出時において、市等の公租公課を滞納しているもの

カ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの

キ 公序良俗に反する事業を行うもの

ク 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及び利益となる活動を行う団体

ケ その他、市のネーミングライツ・パートナーとして不相当と認められる団体

(6) 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、提出書類は返却できません。

ア ネーミングライツ申込書（様式1）

イ 会社概要等（様式2）

※ 企業の活動内容がわかる企業案内パンフレット等がある場合には、添付ください。

ウ 愛称に商品名等を使用する場合には、当該商品等の概要の分かるもの

エ 韮崎市との関わり、文化・市民活動等に対する支援の活動実績及び今後の計画（様式3）

オ 直近3ヶ年の決算報告（損益計算書及び貸借対照表等）

カ 印鑑登録証明書

キ 登記事項証明書（申込日前3カ月以内に取得したもの）

ク 納税証明書（市町村税、法人税、消費税及び地方消費税）

※ 直近1年分、発行日から1カ月以内のもの

- ケ 誓約書（様式4）
- コ その他施設の所管課で必要と認めるもの

(7) 提出方法

- ア 提出部数 正本1部 副本5部
 - ※ 提出書類カからコについては、正本のみの添付で構いません。
- イ 提出先 韮崎市財務政策課 政策調整担当までに持参ください。
- ウ 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時

(8) その他

- ア 申込書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求められることがあります。
- イ 提出された書類の内容は変更できません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- ウ 応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とします。
- エ 申込みを途中で辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出してください。
- オ 提出書類等の著作権は、申請者に帰属します。市は、ネーミングライツ・パートナーの決定の公表等に必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- カ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- キ 申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

8 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーとの費用負担は、次のとおりとします。

なお、ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料のほかに別途負担するものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更 ※1		○
ネーミングライツ・パートナーが変更・新設した看板等の維持管理		○
協定期間終了後の原状回復		○
市が発行する印刷物やホームページの表示変更 ※2	○	

※1 敷地内外、道路標識の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示とします。また、新規看板等の設置については、設置の可否を含めて協議します。

※2 ホームページの表示変更は、協定締結後に作成する分からとします。また、印刷物については、残部数や改訂時期などを考慮し、協議のうえ変更時期を決定します。

9 選定方法等

(1) 選定方法

- ア 一次審査として、「ネーミングライツ申込書」（様式1）及び添付資料による応募資格審査を実施します。応募資格を満たしていない者は、失格となります。

実施日：令和8年5月25日（月）～令和8年5月26日（火）

イ 二次審査として、施設等を所管する課及び関係課の職員等で組織する「韮崎市ネーミングライツ選定委員会」において、書類審査及び面接（プレゼンテーション）を実施し、応募内容を総合的に審査し、最高点を獲得した応募者を優先交渉者に決定します。なお、応募が1者のみの場合でも採点を行い、優先交渉者にふさわしいか否かを決定します。

日時：令和8年5月下旬 ※ 別途通知します。

場所：韮崎市役所

時間：1応募者当たり60分を予定（説明30分、質疑応答30分）

説明者：会場への入室は4人までとします。

その他：電子データを活用して、説明する場合には連絡ください。なお、モニターは市で用意しますが、パソコン等は応募者が用意してください。

(2) 選定基準

ア 応募者の状況（経営状況の健全性）

イ 応募者の状況（活動実績及び今後の計画など）

ウ 地域振興等（事業所の所在、市事業等への貢献実績や地域振興等に関する理念）

エ 愛称案（ふさわしさ、親しみやすさ、呼びやすさなど）

オ 地域貢献（地域社会への貢献度、市への協賛、事業協力など）

カ 契約期間（応募期間の長さ）

キ ネーミングライツ料（応募金額の妥当性、応募金額の多寡）

(3) 結果の通知

全ての応募者に「韮崎市ネーミングライツ審査結果通知書」により通知します。

10 契約の締結及び公表等

(1) 契約の締結

選定した優先交渉権者と個別にネーミングライツ・パートナーの契約に係る協議を行い、契約期間その他の基本的事項について双方の合意がなされた場合、正式にネーミングライツ・パートナーとして決定し、契約を締結します。

(2) 公表

契約締結後、速やかに当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを市ホームページなどにより公表することとします。

(3) 契約期間終了後の措置

契約期間終了前において、当初の契約相手方は当初の契約の延長について申し入れることができます。また、契約更新の合意に至った場合には公募しないことがあります。

11 ネーミングライツ料の納入方法

ネーミングライツ料は、市が発行する納入通知書等により、市が指定する期日までに年度ごとに当該年度分を一括で納入するものとします。

当該年度分の期間が1年間に満たない場合のネーミングライツ料は、日割りで算出するものとします。

12 その他

(1) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉者資格を得た後、若しくは契約締結後において、ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又はネーミングライツ・パートナーの負担とすることとし、契約期間満了前であっても、既に納付されたネーミングライツ料は返還しません。

(2) 応募者は、選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

(3) 業務の遂行に関し、定めがないときまたは疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

13 ネーミングライツ・パートナー公募スケジュール（予定）

項目	期日・期間
募集要項の配布期間	令和8年4月1日（水）から5月22日（金）
応募説明会（現地見学）	令和8年4月7日（火）
質問書の受付期間	令和8年4月7日（火）から4月17日（金）
質問書の回答日	令和8年4月24日（金）
申請受付期間	令和8年4月27日（月）から5月22日（金）
選定委員会による審査 （ネーミングライツ・パートナー候補者の選定）	令和8年5月下旬
選定結果の通知	令和8年6月中旬
ネーミングライツ・パートナーの決定通知	令和8年7月上旬
協定の締結	令和8年7月中旬
印刷物・看板等作成	決定通知後から令和8年8月末日の間
愛称の使用開始	令和8年9月1日

14 問合せ・申込先

蕪崎市財務政策課 政策調整担当

〒407-8501 蕪崎市水神1丁目3-1

TEL 0551-45-9223

E-mail アドレス seisaku@city.nirasaki.lg.jp